第3章 韓国のFTA国内対策

樋口 倫生

1. はじめに

周知のように韓国は、FTA を積極的に推進しており、貿易を通じて経済成長を実現させようとしている」。韓国に FTA の具体的な進捗状況は第1表の通りである。このような貿易の自由化は、農業部門への影響が避けられず、国内農業対策が必要となる。そのような国内農業対策は、長期的なものと短期的なものの二つに大きく分けることができる。長期的な対策とは、品質高級化や費用削減を通じて農業部門の生産性を向上させ、輸入農産物との競争を可能にさせるものである。短期的な対策とは、関税率の低下等によって廉価な農産物が輸入された場合、応急措置として直接的な所得補填を行う政策である。

本報告では、長期的な対策として、韓国の農業技術政策を取り上げる。また短期的な対策としては、輸入被害補填制度について説明する²。

2. 農業科学技術政策3

(1) 関係機関

1) 科学技術研究関係機関

農業分野で科学技術研究を実施する主体としては(第1図),国立農業科学院などの農村 振興庁所属各科学院,山林庁傘下の国立山林科学院,大学,韓国食品研究院などの政府出 資研究所(以上,第1図の赤線囲み),そして地方の公立研究所などがある。

この中の農村振興庁は、1962年の政府組織法の改編時に、農村振興庁職制の制定に伴い、 農事院、農林部訓練院、農林部地域社会局を統合して新設された研究機関である。その沿 革をたどると、1906年に設置された勧業模範場を源流としており、29年に農事試験場とな って、1945年の主権回復(光復)を経た47年に、農業技術教育令の制定で、農事改良院 と名称変更された。1949年に農業技術院職制の制定で中央農業技術院として改編され、57年に農事院職制制定で農事院となった。

一方、農林分野の研究開発政策(以下、「R&D 政策」)の企画と総括調整を行う機関としては、日本の農林水産省に相当する農林畜産食品部に農林食品科学技術委員会と科学技術政策課が置かれているほか、同部の外局である農村振興庁の本庁、山林庁、同部傘下の独立した機関である農林水産食品技術企劃評価院で、それぞれ担当分野における R&D 政策の

企画・調整を行っている。

第1表 韓国における FTA の進捗状況

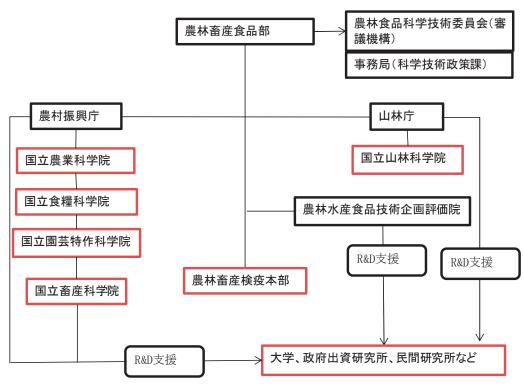
相手国	現況		交渉開始	交渉妥結 (仮署名)	正式署名
 発	 è効	(年.月)			
チリ	2004年4月	発効	99.12	02.10	03.2
シンガポール	2006年3月	発効	04.1	04.11	05.8
EFTA	2006年9月	発効	05.1	05.7	05.12
ASEAN(商品分野)	2007年6月	発効	05.2	06.4	06.8
(サービス分野)	2009年5月	発効	05.2		07.11
(投資分野)	2009年9月	発効	05.2	09.4	09.6
インド	2010年1月	発効	06.3	09.2	09.8
EU	2011年7月	暫定発効	07.5	09.10	10.10
ペルー	2011年8月	発効	09.3	10.11	11.3
アメリカ	2012年3月	発効	06.6	07.4	07.6
トルコ	2013年5月	発効	10.4	12.3	12.8
オーストラリア	2014年12月	発効	09.5	14.2	14.4
カナダ	2015年1月	発効	05.7	14.3	14.9
妥	結				
コロンビア			09.12	12.6	13.2
中国			12.5	14.11	
ニュージーランド			09.6	14.12	
ベトナム			12.9	14.12	
F	TA交渉推進	中			
インドネシア	2014年2月	第7回交渉	12.7		
日本•中国	2014年11月		13.3		
	2011 11/1		13.3		
交	を渉再開への	環境調整段階			
日本1)	2012年6月 協議開催	第3回課長級実務	03.12		
メキシコ	2008年6月	第2回交渉	06.2		
GCC 2)	2009年7月	第3回交渉	08.7		

資料: 産業通商資源部(http://www.ftahub.go.kr/kr/situation/settlement/index.jsp?a_id=8).

注 2) 湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council). 加盟国は、アラブ首長国連邦・バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・サウジアラビアの6カ国.

注1) 2004年11月の第6回交渉後,中断.

農林畜産食品部の組織については次に詳しく見ることとして、ここでは農林水産食品技術企劃評価院に関して簡単に補足しておきたい。同評価院は、科学技術政策課と連携し、事業企画、評価管理を行う政府出資の委託執行型準政府機関(日本の独立行政法人に該当)で、その前身は、農林技術開発センターである。この開発センターは、1995年に韓国農村経済研究院の傘下に、農業分野の唯一の専門研究管理機関として設立され、2009年の農林水産食品部移管時に、農林水産食品技術企劃評価院に改編された。



第1図 農林水産食品関係の R&D 推進体系

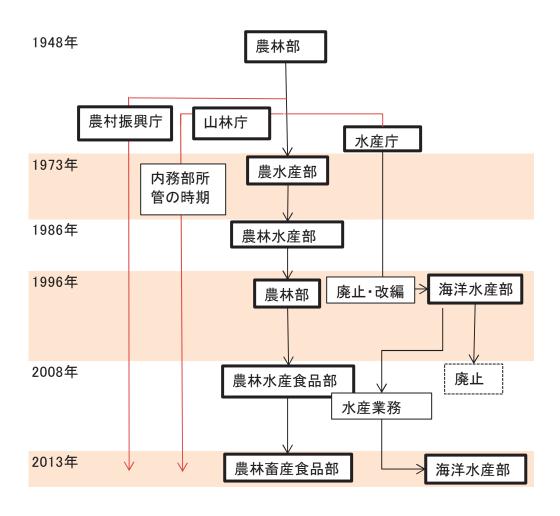
資料:農林水産食品技術企劃評価院(http://www.ipet.re.kr/Policy/Propel.asp).

2) 農林畜産食品部

本節では、韓国の農林畜産食品部を紹介する。農林畜産食品部は、韓国において、農畜産、食糧、農地、水利、食品産業振興、農村開発および農産物流通に関する事務を掌握する中央行政機関である。朴槿恵政権発足後の2013年3月に農林水産食品部を改編して設置された機関であり、庁舎は2012年10月に(当時、農林水産食品部)、ソウル近郊の果川市から世宗特別自治市に移転した。

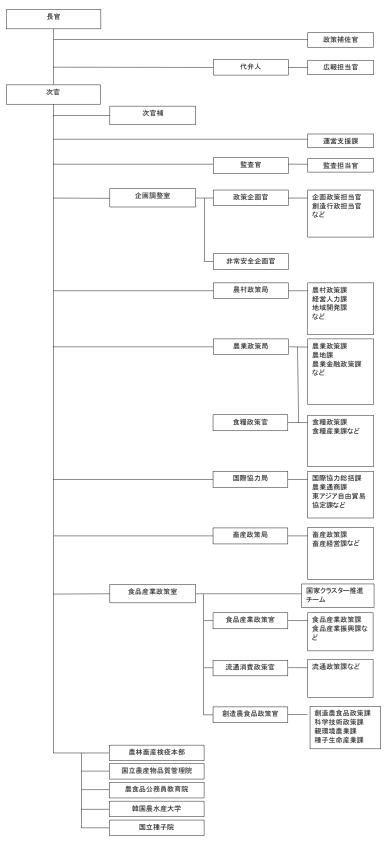
農林畜産食品部は、1948年に農林部として発足して以来、何度か組織改編が行われており (第2図) 4、1962年3月に地域社会局を廃止して農村振興庁を新設し、1966年に水産

局,山林局を廃止して,水産庁,山林庁を設置した。1973年には,山林庁が内務部所属となったため農水産部と名称を変更したが,1986年に再び山林庁を所管するようになり,農林水産部と改称した。1996年には水産業務(水産庁)を海洋水産部に移管し,名称が発足当初の農林部に戻ったが,2008年に,海洋水産部の水産漁業政策部門,保健福祉部の食品産業振興政策部門を吸収して,農林水産食品部となった。2013年には,先ほど述べたように,水産分野を海洋水産部,食品安全分野を食品医薬品安全処に移管し,農林畜産食品部となっている。



第2図 農林畜産食品部の変遷

農林畜産食品部の所管業務に関し、もう少し具体的に説明すると、①食糧の安定的供給 と農産物の品質管理、②農家所得と経営の安定並びに福祉増進、③農業の競争力向上と関 連産業の育成、④農村地域の開発及び国際農業通商協力などに関する事項、⑤食品産業の 振興及び農産物の流通と価格安定に関する事項、となっている(農林畜産食品部と所属機 関の職制第3条)。



第3図 農林畜産食品部の組織図

現在,農林畜産食品部の組織は(第3図),長官,次官の下に,1次官補,2室,4局・8官,45課(担当官,チームを含む)及び5つの所属機関からなっている。

3) 科学技術政策課5

農林畜産食品部で、科学技術に関わる政策を担当しているのは、科学技術政策課(2015年の定員 9 名)である。この課は、食品産業政策室創造農食品政策官(官は局と同格)に属しており(第 3 図)、この官には他に創造農食品政策課、親環境農業課、種子生命産業課がある。なお創造農食品政策官は、2015年1月6日に消費科学政策官を改編して新設されたものである。

科学技術政策課の主要業務内容は6,農林食品科学技術政策業務の総括・調整,農林食品科学技術中長期計画の樹立及び施行,農林食品関連研究開発事業の推進と事業評価,農林食品科学技術委員会の運営,地方自治体の農林食品科学技術の育成,国内外農林食品科学技術の交流協力,農林食品関連研究倫理委員会の構成および運営,農林水産食品技術企劃評価院の運営および指導・監督,農村振興庁の業務に関する事項,「農林水産食品科学技術育成法」の運営,農食品分野の多部署国家研究開発協力,農食品分野知識財産政策の樹立および総合・調整と対外対応などをあげることができる。

なお科学技術政策課が運営の事務局を務める農林食品科学技術委員会については、後ほど「R&D 推進体制の整備」のところで改めて説明する。

4) 韓国の研究機関の日本側との対応関係

本節では、これまで述べてきた韓国の農林分野の研究関係機関について、その機能に焦点を当てて、日本の組織との対応関係を簡単に解説する。ただし、例えば、農林畜産食品部には農林水産省が相当するといえるが、農林畜産食品部は水産関係や食の安全性などの業務を欠いており、ここでの議論は厳密なものとはいえない点に留意されたい。

まず農林食品科学技術委員会とその事務局となる農林畜産食品部科学技術政策課は,ほぼ日本の農林水産省の農林水産技術会議及び事務局に相当する。

農村振興庁は、研究機関を統括する本庁と実際に研究を担う 4 つの科学院で構成されており、部(省)の外局か独立行政法人かという違いはあるが、機能的には日本の「農研機構」(農業・食品産業技術総合研究機構)に当たる。また山林庁は林野庁に、国立山林科学院は森林総合研究所に相当する。農村振興庁や山林庁は、農林畜産食品部の下部組織(韓国語でも日本語と同様に外局という)である7。各庁の長は、政務職公務員であり、その任命には国会での承認を必要とする。また各組織の人事権、予算権は農林畜産食品部から完全に独立している。

(2) R&D 推進体制の整備

農林水産食品分野の R&D は、個別関連法に基づいて、農林水産食品部、農村振興庁、山林庁で分散して独立に推進され、相互に技術需要調査、課題発掘・企画などの R&D 投資方向と重点開発技術に対する調整・協議は行われてこなかった。それ故、以前から、国家科学技術委員会、監査院、国会において、農林水産食品分野 R&D の重複投資や政策との関連性不足などの問題を指摘されてきた。

1) 組織の改編

このような経緯から、2009年に技術政策課を改編し(2008年に就任した李大統領の下での行政組織改編の一環),農林水産食品部内の科学技術関連業務を統合して科学技術政策課を新設した。さらに効率的に農林水産食品分野のR&Dを総括調整、管理するコントロールタワーとして、農林水産食品部長官所属の農林水産食品科学技術委員会(2014年に農林食品科学委員会,以下「農科委」)が設置された。委員は、2名の共同委員長(次官と民間委員長)、産業、学会、研究機関の専門家35名からなる。

2013年には、第4期委員の委嘱期間満了により第5期(2013.08.19~2015.08.18)農科委委員が選ばれた。第5期農科委では、委員会での案件に対する事前需要調査を定例化して、主要な科学技術課題に対する案件発掘機能を強化した。このように農科委を、提出された案件を審議する受動的な主体から、案件を直接発掘する能動的な委員会へ転換するように調整した。

また農科委の審議機能と法的地位を強化するため、農林水産食品科学技術育成法施行令を改正し(2013.12.13)、「農林食品産業未来創造フォーラム」を通じて、農食品分野の主要課題に対する農科委委員と政策需要者、他分野専門家などの意見交流および取りまとめの機会を準備した。

さらに企画調整専門委員会,生産基盤専門委員会,種子・生命専門委員会,安全・流通専門委員会,資源環境専門委員会,以上 5 つの農科委専門委員会を活性化するため,これらの専門委員会を組織する際に,所管分野ごとにR&D企画に参加できる有能な専門家を発掘し活用するようにした。このように多様な分野の専門委員会委員を有することで,他分野との融合機能が強化され,専門委員会を通じて斬新な政策企画,農林食品R&D研究方向の設定などが期待できる。

2014年からは、多様なフォーラムや小委員会の活動の支援を通じて、農林食品科学技術発展を促すための農食品課題を発掘し、口蹄疫や鳥インフルエンザ(AI: Avian Influenza)などが発生した場合、科学的論拠に基づいて迅速に対応できる専門的ネットワークを拡大させる計画である。

2) 農林水産食品科学技術育成法8

同法は2009年4月に制定された。その目的は、農林水産食品科学技術の発展基盤をつくり、体系的な育成方案を準備して、農林水産食品資源を効率的に開発・利用できるように誘導することで、農林水産業および食品産業の健全な発展と国民生活の質の向上を目指すことにある。

主要な内容を確認すると、①農林水産食品科学技術育成総合計画および年度別施行計画の樹立(第5条)、②農林水産食品科学技術の発展方向と目標、中長期投資計画など体系的な中長期発展基本計画を樹立する法的根拠の準備、などが記載されている。

また③農林水産食品科学技術の発展および育成関連総合計画樹立,政策樹立,事業評価,予算投資,成果管理などに対する審議のために農林食品科学技術委員会設置・運営(第5条の2),④農林水産食品科学技術情報の収集・分析および普及促進(第9条の2),等が記されている。

3) 第1次農林水産食品科学技術育成総合計画

農林水産食品部では、FTA などの進展、農家の高齢化、気候の変動などの急速な内外環境変化に対応しうる技術革新を実現するため、総合的で体系的な政策の実施に努めている。その一環として、2009年に、農林水産食品 R&D の中長期ビジョンおよび目標を提示した「第1次農林水産食品科学技術育成総合計画(2010~2014)」を樹立、施行した。これは、農林水産食品科学技術育成法の第5条を根拠に、農林食品関係部・庁(農林畜産食品部、農村振興庁、山林庁など)の研究開発計画を総括するため、5年ごとに作成される。

この総合計画に基づく 2013 年の施行計画では、ゴールデンシードプロジェクト(GSP)の推進、食品や融合・複合技術開発の重要性増大などの内外における環境変化を反映させ、R&D 投資戦略と R&D 優先支援分野を具体的に記している。これにより、農林食品産業競争力向上のために 3974 億ウォンを投資し、将来に備え、食糧安保、気候変化、家畜病気などの分野に、3387 億ウォンを費やすことにしている。

第2表 農林水産食品 R&D 投資の現況

年度	農食品部1) のR&D予算 (A)	国家研究 開発費 (B)	農食品部1) 総支出 (C)	A/B(%)	A/C(%)
2008	5709	110784	142756	5.2	4.0
2009	6257	123437	151434	5.1	4.1
2010	6699	137014	155040	4.9	4.3
2011	7463	148902	159584	5.0	4.7
2012	7983	160244	163454	5.0	4.9
2013	8439	168777	167256	5.0	5.0
増加率(%)	8.1	8.8	3.2		

資料:農林畜産食品部·海洋水産部 (2013).

注1) 農村振興庁, 山林庁を含む.

実際,最近 6 年間(2008~13 年)の農業振興庁・山林庁を含む農食品部全体の予算(第 2 表の C) は年平均 3.2%の増加であったが, R&D 予算に関しては,年平均 8.1%という非常に高い値で増えているのが分かる(第 2 表)。

単位:億ウォン

次いで 2012 年の施行計画に対する実績を確認すると、2010~12 年に 7 大産業%に投資された総額(1 兆 6886 億ウォン)は、総合計画樹立時に目標とした全体投資計画金額(2010~14年、3 兆 8,804 億ウォン)の 43.5%に該当している。このため今後漸進的に投資を拡大させ、目標値を達成させる予定である。

(3) 農林水産食品 R&D 企画団の運営

農林水産食品科学技術委員会の主管で実施された単位事業評価の結果を反映させ、将来研究需要の予測、体系的な研究課題発掘と企画のために、専門家中心の委員会を組織する必要性が提起された。これにより、企画団長、予備妥当性調査事業諮問委員会、企画総括チーム、企画分科から成る「農林水産食品 R&D 共同企画団」を構成、運営(2010.9)し、「生命産業技術開発事業」、「高付加価値食品技術開発事業」、「水産科学技術研究開発事業」等の2011年事業対象課題の発掘、企画を支援している。この共同企画団は、事務局を農林水産食品技術企企劃評価院におき、科学技術政策課、農業振興庁、山林庁が企画総括を担当しており、多機関にまたがる組織といえる10。

さらに農林水産食品科学技術委員会は、生命産業育成対策樹立のための発展方向を提示し、研究開発された技術が実用化、産業化されうる方案を作成した。特に、部・庁(農林水産検疫検査本部含む)共同企画団を運営し、2012年の新規事業として40億ウォン規模相当の「家畜疾病対応技術開発事業」を企画した。

(4) 科学技術育成の中長期計画

1) 農林食品科学技術育成の中長期計画(2013~22)樹立11

本節の(2)で、農林畜産食品部、農業振興庁、山林庁を統合した、R&Dに関する協議が不在のため、各機関で独立にR&D事業を行っている問題を指摘した。この点の解決は依然として模索段階にあり、2013年には、農林畜産食品R&D事業の推進方向と推進体系を、国内外の環境変化に適用できるものに改編し、研究開発戦略と推進体系を改善するよう、農林食品科学技術育成中長期計画(2013~2022)を樹立した。

この中長期計画は、農業、林業、食品の R&D を総括した基本計画といえ、そこでは、農林食品 R&D に対する今後 10 年間のビジョンおよび目標を提示している。農林畜産食品産業の競争力強化と未来に備えた戦略的な R&D 投資配分体系の構築を目標に、従来型の産業育成を中心とした R&D 投資体系ではなく、政府の主要政策と R&D 目標が連動した「4大重点分野」、グローバル競争力強化(ICT 融合、高付加価値食品開発、FTA 対応)、新しい成長エンジンの創出(農生命新素材食医薬、農生命ゲノム、種子開発)、安定的な食糧供給(穀物自給率向上、気候変化への対応、災害疾病防除)、国民の幸福向上(安全な食べ物、農業農村価値向上、山林経営高度化)を設定した。

さらに国民と産業現場で要求する緊急な核心懸案の解決と農政目標達成のための 50 大核心技術を選定し、集中的に投資する予定である。選ばれた核心技術には、例えば、①環境汚染要因の家畜糞尿を資源として活用する技術、②需給不安による価格暴騰を防止するため、ハクサイなどの保存期間を延長させる技術、③食品安全性を消費者が速やかに確認できる迅速診断技術、④施設園芸の運営費用を大幅に節減できるエネルギー節減技術、などがある。

2014年からは、50 大核心技術に対する投資の比率を徐々に拡大させ、今後 10 年間で農林食品産業の付加価値を年平均で 3%(17 年 67 兆ウォン, 22 年 77 兆ウォン)高めていき、150 億ドルの輸出(17 年 100 億ドル, 22 年 150 億ドル)の達成を目標にしている。

2) 農業・農村基本法(略称:農漁業食品基本法)との関係

中長期計画には、「農業・農村基本法」の方針が反映されており、この部分を確認する。 同法の第29条(農業技術開発事業の推進)では、①政府は、実用農業技術、農業関連生産技 術などを速かに開発・普及させるために、農業関連研究機関又は、団体等に農業技術開発 研究を遂行させることができる、とある。また②政府は、第1項の規定によって、技術開 発研究課題を遂行する農業関連研究機関または団体などに、研究開発に必要な資金を支援 することができる、と記されている。

特に指摘するならば、実用農業技術という用語であり、ここでの農業技術開発は、現場で実用可能なものに重点をおいているのがわかる。

3) 現場の需要把握の活性化

先ほど指摘したように、「農業・農村基本法」の方針では、実用的な農業技術の開発に重点がおかれている。このように農林畜産食品産業への実用的な適用が可能な R&D を企画するためには、農業現場での需要把握がなによりも重要である。また農食品 R&D 事業や課題を企画する段階において、現場の需要を調査することは、企画の妥当性、技術の産業化、実用化という観点から、最も重視すべき要素といえる。

以上の点を考慮し、農林畜産食品部では、技術需要調査オンライン窓口を常時運営し、 定期的に現場需要の調査を実施している。また既存の研究者中心的なものから農家も容易 にアクセスできるアイディア調査を新設し、別途に企業の需要も調査するなど、需要調査 の受付窓口を多様化させ、現場需要調査の活性化に努力している。

2014年には、農業現場を訪問して農食品 R&D 事業説明を行い、また現場需要調査案内の説明会を地域別に実施する計画である。

(5) 農林水産食品 R&D 統合 DB の運営・管理の効率化

農林水産食品分野の R&D 情報は、農林畜産食品部、農村振興庁そして山林庁で分散して管理されていた。これらの情報を共同で活用できるよう、2010年に、既存の NTIS 標準管理項目へ農林水産食品分野に特化した情報を含めて、農林水産食品 R&D の統合データベース (DB) を構築した。この統合 DB の活用を促進するため、農村振興庁、山林庁、農林畜産検疫検査本部、水産科学院、農林水産食品技術企劃評価院の 5 機関の連携サーバーで構築された統合 DB を通じて、R&D 情報をリアルタイムで提供している。また韓国食品研究院、農漁村研究院などの R&D 情報も別途に収集して供している。

2013年には、運営管理の効率性と情報信頼度向上のため、関係機関の担当課長級以上で構成された運営委員会を開催し、統合 DB 運営管理範囲の明確化、関係機関の義務事項の追加などを反映させて、統合 DB 運営および管理規定を改正した。サービス面では、確定情報に基づく統計サービスの提供により、情報の信頼度を向上させた。

また需要者中心の R&D 情報検索結果を提供する目的で、課題・成果統合検索機能を用意しており、研究者の満足度を向上させるため、システム活用マニュアルを製作し、配布するなどの広報活動も遂行している。今後も国内外 R&D 動向情報のワンストップサービス、能動的に送付する E メールサービスなどのように、政府 3.0 を基盤とする需要者中心のサービスを発掘し提供する予定である。

3. FTA 被害補填

FTAによる被害対策は、事前のシミュレーション結果が基礎資料となる。これまで国立研究機関や大学の研究者によっていつかの計算結果が出されており、推計値に相違はあるが、

基本的に、経済全体では利益がある一方、農業部門は被害を受けるという内容である。

シミュレーションによる農業被害額は、モデルで仮定されている輸入品と国産品の代替 弾性値によって大きく左右されるので、推算された数値を評価する際には、適切なパラメ ータが利用されているかどうかを慎重に見極める必要がある。いずれにせよ、FTA 発効によ る短期的なコストの大部分は、農業部門が負うことになっており、それ故韓国政府は、貿 易で得られた利益で農業部門を補償する政策をいくつか用意している。以下では、そのよ うな中で代表的な政策として、被害補填直接支払制度及び廃業支援を紹介する。

(1) 被害補填直接支払制度及び廃業支援

被害補填直接支払制度では¹², 次の 3 つの条件を満たした場合¹³, FTA 協定発効後の 10 年間, 価格下落の一定部分を補填する。

まず(発動要件 I)総輸入量に対する規定であり、対象品目の当該年度総輸入量が基準総輸入量(当該年度直前 5 年間の年間総輸入量中で最高値と最低値を除いた 3 年間の平均値)を超過することが要求される。これは、FTA による輸入が、純粋に新たに増加したものなのか、以前に他の国から輸入された部分が代替されたのかをみるものである。

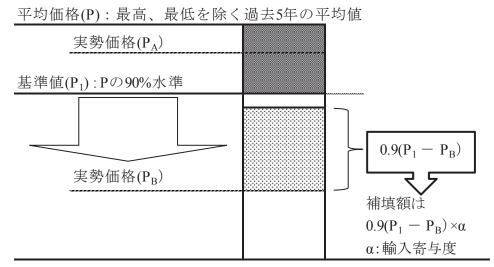
2 つ目として(発動要件Ⅱ),協定相手国からの輸入量に関するものである。対象品目の該当年度相手国からの輸入量が,基準輸入量(当該年度直前 5 年間の協定相手国からの年間輸入量中最高値と最低値を除いた3年間の平均輸入量に輸入被害発動係数¹⁴をかけて計算した量)を超過する必要がある¹⁵。この要件は、協定相手国のうち、一カ国でも基準輸入量を超えていればクリアするものである。

最後に(発動要件皿)対象品目の価格要件について,第 4 図を用いて例説すると,まず,過去 5 年間の最高値と最低値を除く平均価格を P, P の 90%を基準値(P_1 = 0.9P)とする。輸入増加や国内需要の減少などに起因して,図のように実勢価格が P_A (> P_1) になると,基準値 P_1 よりも大きいため補填されない。しかし需給状況が急変し実勢価格が P_B ($\leq P_1$) となった場合には(かつ,先述した①と②の要件を満たすと), P_1 と P_B の差額の 90%のうちで,輸入増加に由来する下落部分を補填する。

以上の発動要件を要約すると次のようになる。

(発動要件 I)総輸入量>基準値:対象品目の当該年度総輸入量が基準総輸入量を超過 (発動要件 II) 個々の FTA 締結国からの輸入量>基準値:該当年度の当該国からの輸入量 が、基準輸入量を超過

(発動要件Ⅲ) 実勢価格<基準値:実勢価格が基準値以下に下落



第4図 輸入被害に対する補填措置

資料:産業通商資源部資料をもとに,筆者作成.

注. 法人 5000 万ウォン, 個人 3500 万ウォンの支払い上限がある.

かような補填措置は、韓国で最初に発効した韓チリ FTA の時(2004 年)から設けられているが、実際に発動条件を満たすことがなかったため 16 、これまでは発動されていなかった。しかし 2012 年の韓牛と韓牛子牛の価格や輸入量等が条件を満たしたため、2013 年 4 月に初めてこれらの品目に発動を決定した(第 3 表)。支払単価は、輸入寄与度(α 、韓牛: 0.244、韓牛子牛: 0.129)を考慮して、韓牛が 1 万 3545 ウォン、韓牛子牛が 5 万 7343 ウォンとなった。

第3表 被害補填直接支払い(2012年の被害に対するもの)

品目	支払対象			最終申請状況			
	輸入寄	頭数	支払単価	支払額	頭数	支払額	(B/A)
	与度	(頭, A)	(ウォン/頭)	億ウォン	(頭, B)	(億ウォン)	
韓牛	0.244	667670	13545	90.48	601646	81.5	90.1
韓牛子牛	0.129	337987	57343	193.82	300403	172.3	88.9
合計	_	1005657	_	284.3	902049	253.8	89.3

資料:農林畜産食品部・海洋水産部(2014),農林畜産食品部提供資料.

この直接支払制度と並行して、農業から退出する農家に対するセーフティーネットが準備されている。その1つは、FTA履行で農業を継続するのが困難な農家に、協定発効後の5年間、廃業資金を支給する。対象品目は被害補填直接支払制度の品目選定基準を満たし、かつ施設投資が行われたものとされ、支援金は、純収益額の3年分である。2013年の支援

単価(1頭当たりの純収益額×3年)は、暫定値であるが、韓牛肥育牛が81万1000ウォン/頭,繁殖牛が89万9000ウォン/頭となっており(第4表)、支援金を受け取った農家は、5年間、その品目の飼育が禁じられる。

第4表 韓牛に対する廃業支援

2013年予算	支払単価	支払額 1)	備考
(億ウォン)(A)	(千ウォン/頭)	(億ウォン) (B)	(B/A)
300	繁殖牛(899)	2305	7.7
	肥育牛(811)		

資料:農林畜産食品部提供資料.

注. 支払いは分割して行われ、2013年に819億ウォンが支援された.

(2) 被害補填直接支払の細目

ここでは、FTAによる被害補填直接支払いの詳細を説明する。支払の発動対象となり得る品目は、FTAにより関税の削減・撤廃される品目、関税割当量が拡大する品目である。また対象期間は、FTA発効後の10年間であり、例えば、韓米FTAの場合、2021年6月30日までとなる。

発動対象品目に関しては、韓国農村経済研究院 (KREI)が行うモニタリングによってさきほど説明した発動要件が評価・決定される。モニタリング対象は、I. 輸入関税引き下げの有無、II. 国内生産の有無と輸入規模、III. 市場価格存在の有無、などを考慮して選定される。韓米 FTA 発効初年 (2012年) のモニタリング対象選定の結果は 62 品目であったが、2013年の選定では、第5表の 42 品目となった。

モニタリングの方法は、畜産業については、「畜産物品質評価院」が収集した農家受取価格の年間平均値を利用する。農家受取価格がない品目は、農業協同組合中央会が調査・発表する畜産物価格と需要・供給資料上の産地価格の年間平均値を利用する。

第5表 モニタリング対象品目

品目名

大麦,小麦,とうもろこし,あわ,コウリャン,鳩麦,ジャガイモ,さつまいも,大豆,緑豆,小豆,クルミ,くり,朝鮮松の実,ぎんなん,ナツメ,牛肉(韓牛、肉牛、子牛),豚肉,鶏肉,鴨肉,牛乳,鶏卵,蜂蜜,ゴマ,チェリー,キウィ,ミカン,ブドウ,チシャ,ニンジン,キュウリ,メロン、イチゴ,玉ネギ,チシャ,朝鮮人参,カーネーション,サボテン

資料: KREI.

2013 年 4 月に被害補填直接支払いの発動が決定された韓牛及び韓牛子牛の場合,モニタリングの結果,2012 年の輸入量及び価格が下記のとおりとなったため,発動要件を満たすものとされた。

(発動要件 I)総輸入量が,基準総輸入量を超過

→基準値 20 万 7 千トンより 15.6%大きい, 24 万トンの輸入

(発動要件Ⅱ) 協定対象国(米国) からの輸入量が、基準輸入量を超過

→基準値5万5千トンより53.6%大きい,8万4千トンの輸入

(発動要件Ⅲ) 実勢価格(2012年)が、基準値以下17

韓牛: 基準値 472 万 5000 ウォン/600kg より 1.3%低い 466 万 4000 ウォン/600kg 韓牛子牛: 基準値 201 万 1000 ウォン/頭より 24.6%小さい 151 万 7000 ウォン

(3) 2014年の被害補填直接支払(2013年の被害に対する補填)及び廃業支援

1) 対象品目の決定

韓国農林畜産食品部(2014)によると、2014年においては、あわ、もろこし、ジャガイモ、さつまいもといった食糧作物及び韓牛子牛について2013年に被害補填の3要件を充足したと判定された(第6表)。一方韓牛は、2012年と異なり2013年の実勢価格(459万ウォン/頭)が、基準価格(457万8千ウォン/頭)より大きくなったため、被害補填の3要件を充足しなかった。

第6表 2014年の被害補填直接支払い発動要件分析

	発動	要件 I		発動要件I	I	発動界	要件Ⅲ	
	総輸入	総輸入量(トン)		輸入量(トン)			価格1)	
品目	基準値	2013年	対象国	基準値	2013年	基準値	2013年	
t 40	15220	15603	EU	10	21	4251	4113	
あわ	15339		ASEAN	0	0.001	4251		
もろこし	4362	5853	米国	329	618	5246	4546	
			米国	80859	130684			
			EU	2907	6278			
ジャガイモ	92644	151634	ASEAN	12	15	935	782	
			EFTA	1.574	3.093			
			インド	32	85			
さつまいも	899	1253	ASEAN	4	299	1574	1465	
韓牛子牛	279276	278276 300491	米国	95321	101414	1904	1626	
	2/82/6		チリ	0	427	1804	1636	

資料:農林畜産食品部(2014).

注. ウォン/kg, 1000 ウォン/頭.

第7表 被害補填直接支払い(2013年の被害に対するもの)

品目	輸入寄与度	支払単価	支払額 1)
		(ウォン/ha、頭)	(億ウォン)
あわ	0	0	0
もろこし	0.134	127474	0.8
ジャガイモ	0.36	1270814	159.4
さつまいも	0.0055	8570	0.05
韓牛子牛	0.31	46923	163.71
韓牛	価格条件を満	iたさず対象外	
A -1			
合計	_	_	324

資料:農林畜産食品部(2014),農林畜産食品部提供資料.

注. 2014年末まで.

実際の支払い額算定に必要な輸入寄与度は (第7表),もろこし 0.134,ジャガイモ 0.36, さつまいも 0.0055, 韓牛子牛 0.31 となっており、これらを反映させて直接支払い金を算出すると、それぞれ、127 万ウォン/ha、12 万 7000 ウォン/ha、8570 ウォン/ha、4 万 7000 ウォン/頭となる。あわの輸入寄与度は 0 であるので、支払い単価も 0 である。なおあわの寄与度が 0 となった理由については後述する。

廃業支援金に関しては、韓牛子牛のみに適用される。これは、廃業支援の選定基準が、被害補填直接支払い対象品目であり、かつ廃業支援金を支給することが適当だと認められた品目であることによる。ここで支給が適当である品目とは、①投資費用が大きく、廃業時投資費用を回収するのが困難、②栽培・飼育・養殖期間が 2 年以上で短期間に収益を得にくい、などの条件を満たすものを指す。もろこし、ジャガイモ、さつまいもは、この条件を満たさないため、廃業支援金は支給されない。なお韓牛子牛への廃業支援は、繁殖牛飼育農家がすべての牛を処分する場合に限り実施される。

2) FTA 被害補填直接金の輸入寄与度計測方法

本節では、韓国農村経済研究院(2014)をもとに、輸入寄与度αの計算方法を説明する。

i) パラメータに対する適切な推計値が得られる場合

ある財 x について、j 国から i 国に輸出されている状況(j が輸出国、i が輸入国)を想定し、i 国内での市場に注目する。

Pj は j 国から輸入された財 x に対する i 国内での市場価格 (i 国貨幣単位), P は財 x の国産品価格, Q^d は国産品需要量, Q^s は国産品供給量とする。また ϵ i は供給の価格弾力性, σ i (<0) は需要の価格弾力性, σ ij (>0) は Pj が Q^d に及ぼす影響を表す交差価格弾力性とすると, 国産品に対する需要関数と供給関数は次のように表現できる。

需要関数:
$$lnQ^d = C^d + \sigma ilnP + \sigma ijlnPj$$
 (1)
供給関数: $lnQ^s = C^s + \epsilon ilnP$ (2)

ここで、 C^d は所得などの需要のシフトに影響を与える変数であり、 C^s は供給のシフトに関係する変数で、気候の変化、生産性の上昇などを示す。

次に、財xに対するi国の、j国からの輸入需要量をiMj、iPj が輸入需要へ与える影響を表す弾力性をi\etai(<0)、iP がiMj に及ぼす影響を表す交差価格弾力性をi0)、所得など輸入需要に影響を与える変数をiCIM とすると、輸入需要関数は

$$lnIMj = C^{IM} + \eta jlnPj + \eta jlnP$$
(3)

と表現できる。

(1), (2), (3) 式で,価格以外の他の条件,つまり C^s , C^d , C^{IM} が一定として,3 式を 微分すると,

$$dlnQ^{d} = \sigma idlnP + \sigma ijdlnPj$$
(4)

$$dlnQ^s = \epsilon idlnP \tag{5}$$

$$dlnIMj = \eta jdlnPj + \eta jidlnP$$
 (6)

を得る。国内の需給均衡式 $(\ln Q^d = \ln Q^s)$ についても、微分すると、

$$dlnQ^{d}=dlnQ^{s}$$
 (7)

となるので、(4) と(5) を(7) に代入し、さらに(6) を利用すると、

$$dlnP = \sigma ij/\{\eta j \quad (\epsilon i - \sigma i) + \sigma ij\eta ji\} \quad dlnIMj$$
 (8)

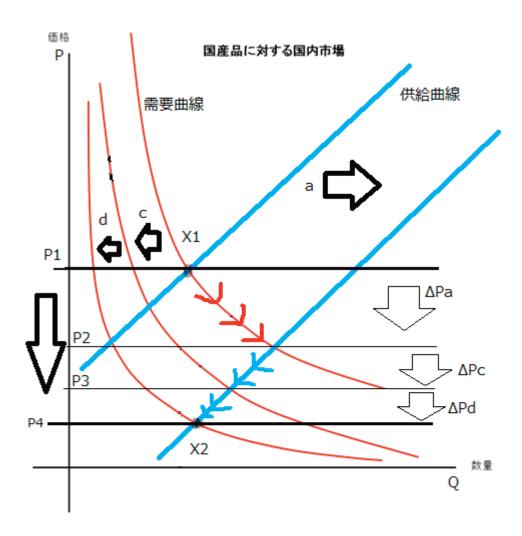
を得る。

(8) 式より、 σ ij などのパラメータに対する適切な推計値が得られれば、輸入の増加に伴う価格の低下を計算できる。なお現実に存在するデータは離散型であるので、 $dlnP = [dP/dt]P = \Delta P/P$ と近似して計算する。

実際に観測される価格低下を ΔP とすると、輸入寄与度は、

$$\alpha = [\Delta P/P]/[\Delta \underline{P/P}] \tag{9}$$

で求める。



第5図 i 財の国内価格の変化

(8) 式で推計しているのは、図では、輸入代替効果による価格低下部分の ΔPc である。 実際の価格の下落は、 $\Delta Pa+\Delta Pc+\Delta Pd=P1-P4$ 、であるので、輸入寄与度は、[(P3-P2)/P2]/[(P4-P1)/P1]で計算できる 18 。

ii)交差価格弾力性が得られない場合

次に、(1)、(3) 式の交差価格弾力性 σ ij、 η ji の推計が困難であるが、国内需要と供給の価格弾性値が得られる時の α の計算方法を説明する。この場合、国産品と輸入品が完全代替の関係にある、つまり同一の財と仮定すると、需要、供給関数は、次のように表現できる。

国内需要関数:
$$lnQ^d=C^d+\sigma ilnP$$
 (10)

IM_{FTA} を FTA 締結国からの輸入量とし、

市場均衡式:
$$Q^d = Q^s + IM_{FTA}$$
 (12)

を利用することで、次式を導出できる19。

$$dlnP = \theta / (\sigma i - \epsilon i + \theta \epsilon i) [dlnIM_{FTA}]$$
(13)

ここで θ =[IM_{FTA}/Q^d]とし、 θ は輸入の市場占有率である。(13)式から輸入の増加による 価格の下落が推計できるので、(9)式を利用して、寄与度を求められる。

iii)国内需要、供給の適切な価格弾性値が得られない場合

 ΔX は変数 X に対する実勢値と基準値の差, IM_{FTA} は FTA 締結国からの輸入量, Q^d は国内生産量,IM は総輸入量とすると,寄与度は次式をもとに計算する。

$$\alpha = \Delta IM_{FTA}/(\Delta Q^d + \Delta IM)$$
 (14)
(但し $\alpha < 0$ の時、 $\alpha = 0$ とする)

実際の計算で α がマイナスとなると、補填額がマイナスとなり、意味をなさないので、0とする。(14) 式右辺は、国内生産と総輸入の増分に占める FTA 締結国からの輸入増加の比率を示す。したがって、(14) 式が輸入寄与度を表すには、国産品と輸入品は同一の財であり、かつ価格の下落はすべて供給量の増加に由来するという非常に強い仮定が必要である。

3) あわの輸入寄与度

あわは、被害補填の発動要件 $I \sim III$ をすべて満たしていたが、価格低下に対する輸入の 寄与度が 0 だったため、補填が実施されなかった 20 。

これは、発動要件Ⅱは、FTA 締結国のうち一か国でも輸入量が基準値を上回ればクリア

できる一方、価格低下に対する輸入の寄与度は、FTA 締結国全体からの輸入について計算するためである。ある物品について FTA 締結国の一部からの輸入が増えても、FTA 締結国全体で当該物品の輸入が減っていれば、当該物品の価格低下について FTA の影響はなかった、とする考え方である。

あわについては、EU や ASEAN からの輸入が増える一方で、他の FTA 締結国からの輸入がそれ以上に減少したため、FTA 締結国全体の輸入量の変化(Δ IM_{FTA})がマイナスとなり、輸入寄与度が 0 とされた。

なお被害補填品目のもろこしも,あわ同様に,適切な弾性値が得られかったため,(14)式で輸入寄与度を求めている。もろこしに関しては,FTA 締結国からの輸入量が 87.8%増加しており,国内生産量や総輸入量データを利用して計算すると, α が 0.134 となった。

4. まとめ

本稿では、韓国の FTA 農業対策について、短期的なものと長期的なものの 2 つに分け、理解を深めた。長期的な対策として R&D 政策を観察し、韓国では、農業部門の生産性を向上させ、高付加価値の農産物を生産させるために、R&D 政策をどのような体制の下で推進しようとしているのかをみた。

また短期的なものとして、直接的な所得補填を取り上げ、補填の発動条件や補填金額の算定方法を確認した。2013年の被害に対する補填直接支払いでは、5品目が補填の発動要件を満たしたが、輸入の寄与度が0であったあわについては、補填額が0とされ、輸入寄与度が非常に小さかったさつまいもは、1 ヘクタール当たり8570 ウォン (932 円) と極めて小さい補填金額となった。

農家の間には、こうした問題は補填の発動に厳しい制約が掛けられているためであるとして強い不満がある。一部国会議員からは、発動条件の基準価格を平均値の 95%にする、補填額を下落分の 90%から 100%に引き上げる、輸入寄与度による補填の縮減を行わない、などの主張がなされている。

今後,関税率はさらに低下するが,予算制約があるなかで,韓国政府がどのように制度 を見直していくのか注目しておく必要があろう。

付録 韓国のコメ関税化受け入れについて21

韓国では、2014年末のコメ関税化猶予の終了に伴い、WTO協定上2015年からコメの関税化転換義務が生じる。このため、2014年7月にコメの関税化を公式に発表した²²。以下、コメの関税化公式発表に到るまでの経過を説明する。

韓国は、ウルグアイラウンド交渉で、開発途上国として扱われ、1995年から2004年の

10年間, 関税化を猶予されたが, 毎年一定量を拡大させる MA 米を受け入れた。 MA 米は, 1988年から 90年の平均消費量を基準として, 95年から 99年まで毎年 0.25%ポイントずつ, 2000年から 2004年には毎年 0.5%ポイントずつ比率を高めることになっている。

韓国は、関税化特例措置についてさらなる期間の延長を希望し、2004年1月に、米国をはじめ、中国、タイ、豪州等の利害当事国とコメ交渉を開始し、紆余曲折を経て年末に妥結させた。交渉結果をみると、2005年から2014年の10年間は継続して関税化を猶予されるが、MA米の拡大と主食用の国内販売を追加的に提供することを約束した。また国家貿易で輸入するMA米には5%の低関税を課し、別途に(低率関税を除く)マークアップも賦課できる。

関税化への切り替えは、必要な場合に履行期間中に可能となっており、MA量は翌年以降、関税化した年の値が適用されることとなっていたが、結局、猶予期間中に関税化は実施されず、2014年7月にようやく関税化受け入れが公式に発表された。これにしたがい、2015年には、MA米(5%関税)として 40 万 8700トンを輸入し、二次関税は暫定的に 513%となった。なお二次関税率が暫定的であるのは、513%は韓国が WTO に提出した値であり、最終的に決定したものではないためである。

[引用文献]

大西裕(2014)『先進国・韓国の憂鬱』中公新書。

品川優 (2014)『FTA 戦略下の韓国農業』筑波書房。

高安雄一(2014)『韓国における市場開放と農業構造改革 農地の経営規模拡大について』日本評論社。 樋口倫生(2010)「韓国におけるコメ市場開放の影響 ―ミニマムアクセスを中心に―」定例研究会配布 資料 http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/kaisai/2010/pdf/2111_3.pdf

農林畜産食品部・海洋水産部(2014)『2013 年農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』。 農林畜産食品部(2014)「FTA 被害補填直接支払制 食糧作物に初めて発動」報道資料。 韓国農村経済研究院(2014)『2014 年度 FTA 被害補填直接支払金支援の対象農畜産物調査・分析 年次報

韓国農村経済研究院(2014)『2014 年度 F'I'A 被害補填直接支払金支援の対象農畜産物調査・分析 年次報告書』。

http://theme.archives.go.kr/next/organ/organBasicInfo.do?code=OG0076788

http://www.law.go.kr/lumLsLinkPop.do?lsId=011789&lsThdCmpCls=OR&joNo=004100000

-69 -

¹ 韓国の FTA 推進に関する政治経済学的な分析として、大西 (2014) がある。

² これまで締結された FTA では、コメについてはすべて譲許除外となっている。しかし 2015 年からは、コメの関税化が実施されている。このようなコメの市場開放に備えた稲作農家の対応については、高安 (2014) を参照。

 $^{^3}$ 本節は,主に,李明博政権(2008 年 2 月~2013 年 2 月)以降の政策を扱っている。なおその内容は,毎年発行されている農林畜産食品部『農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』に大きく依拠している。

⁴ 農林畜産食品部の変遷は、次のサイトを参考にした。

⁵ 筆者は、2014年8月~2015年1月に科学技術政策課に派遣され、韓国の科学技術政策に関する研修を受けた。

^{6 「}農林畜産食品部とその所属機関職制施行規則」

⁷ 英語名称は、農村振興庁が Rural Development Administration, 山林庁が Korea Forest Service。 したがって、「庁」に当たる英語は、農村振興庁では Administration、山林庁では Service である。

⁸ http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=141163#0000

- 9 第1次農林水産食品科学技術育成総合計画で、農林水産食品産業の範疇が定義されている。農林水産食品産業は、食品・流通、生産・加工、生産システム(機械、農薬、種子など)、資源・環境生態、バイオ・生命、IBNT (IT 、バイテク、ナノテク)融合・複合、文化(観光、休養)、以上7つの産業からなる。
- 10 参考サイト:http://m.rda.go.kr/mobile2/?p=recent View&num_id=75&page=151
- 11 この計画は,2013年に就任した朴槿恵大統領政権下で発表されたものである。 $2008\sim2012$ 年の R&D 政策に対する評価結果をもとに,不十分な部分を改善する目的で作られており,第1次農林水産食品科学技術育成総合計画と大きく矛盾するものでない。
- 12 直接支払い制度については、品川 (2014) を参考にした。
- 13 自由貿易協定締結にともなう農漁民などの支援に関する特別法(第7条第1項各号)
- $\label{eq:http://law.go.kr/%EB/B2%95\%EB/A0} http://law.go.kr/%EB/B2%95\%EB/A0%B9/%EC/9E%90%EC/9C%A0%EB/AC%B4%EC/97%AD%ED/98%91 %EC/A0%95%20%EC/B2%B4%EA/B2%B0%EC/97%90%20%EB/94%B0%EB/A5%B8%20%EB/86%8D%EC %96%B4%EC/97%85%EC/9D/B8%20%EB/93%B1%EC/9D/98%20%EC/A7%80%EC/9B/90%EC/97%90% 20%EA/B4/80%ED/95%9C/20%ED/8A/B9%EB/B3%84%EB/B2%95$
- 14 輸入発動係数は,関税法施行令にある農林畜産物に対する特別緊急関税基準発動係数を参考にして,市場占有率別に決められており,() 内を市場占有率とすると,1.15 (10%未満),1.10 (10%以上 30%未満),1.05 (30%以上) となっている。
- 15 ここで二つの基準輸入量の計算方法が相違することに留意されたい。
- 16 発動条件が異なっており、基準価格は、対象品目の直前 5 ヶ年で最高値と最低値を除いた 3 年間の平均価格の 80% であった。また補填比率も基準価格と該当年度平均価格の差額の 80%であった。
- 17 肉牛は, 二つの輸入条件を満たすが, 実勢価格 (304 Ξ 8000 ウォン/600kg) が, 基準値 (251 Ξ 2000 ウォン/600kg) 以上であったため, 発動されなかった。
- $\begin{array}{ll} 18 & (\ln[X/Y] \; \leftrightharpoons \; (X-Y) \; /Y \; \text{from} \; \texttt{C}, \; [P4 \; /P1] = [P2/P1][P3/P2][P4/P3] \; \texttt{L} \; \texttt{V} \; , \; (P4 \; -P1) \; /P1 \; \leftrightharpoons \ln[P4 \; /P1] = \ln[P2/P1] + \ln[P3/P2] + \ln[P4/P3]) \; . \\ \end{array}$
- 19 但し,韓国農村経済研究院(2014) $_{p.194}$ には, $_{dlnP}=\theta/$ ($_{\sigma i-\epsilon i}$)* $_{dlnIM}$ とある。
- 20 あわの輸入寄与度の算出方法を確認すると、適切な需要、供給弾性値が得られなかったため、前節の iii)をもとに計算している。
- 21 少し古くなるが、コメのミニマムアクセスについては、樋口(2010)を参照されたい。
- ²² 本節は,韓国農林畜産食品部「コメ関税化猶予終了」http://www.mafra.go.kr/rice/main.html を参考にした。